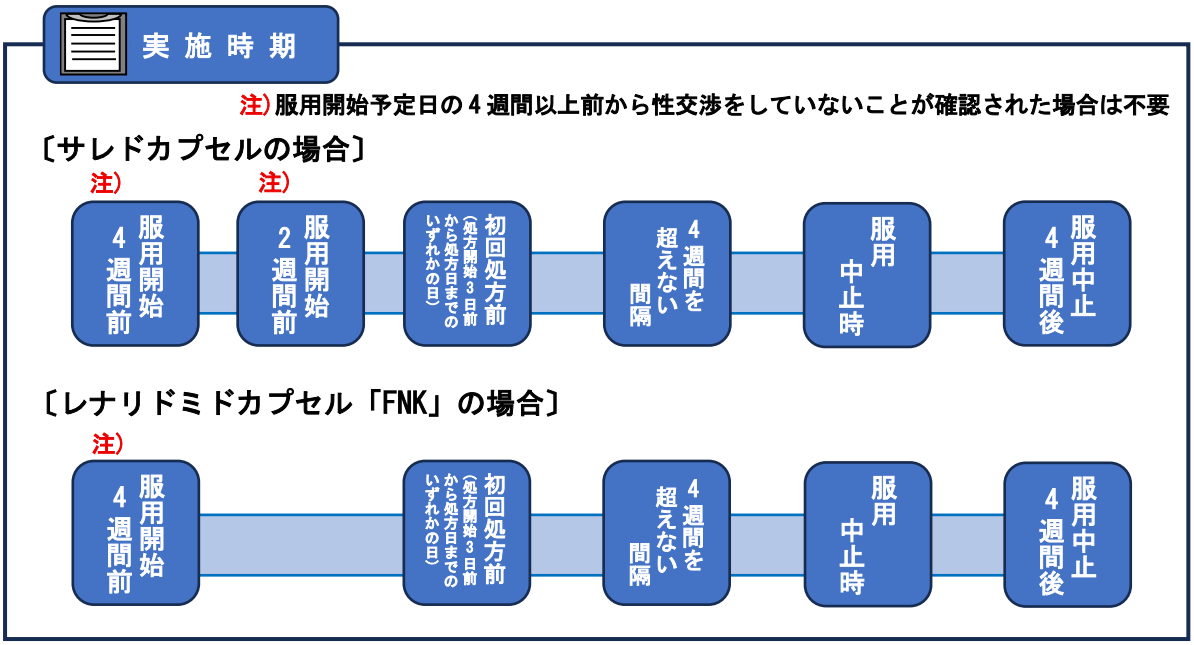
妊娠検査について

Ｃ女性には、以下の時期(休薬期間中も含む)に医療機関※1 にて妊娠検査を実施してください。検査方法は、尿検査(25 IU/L の感度以上)又は血液検査(検査項目はβ-HCG 又は HCG とし、判定は施設基準に従う)とし、検査結果が陰性であることを確認した上で処方してください。
サリドマイド製剤等の服用中止後においても、検査結果が陰性であることを確認してください。

※1 原則として、Ｃ女性はサリドマイド製剤等の処方を受ける医療機関において妊娠検査を受けていただきます。ただし、当該医療機関で妊娠検査を受けることができない特段の事情がある場合のみ、他の医療機関で妊娠検査を受けることができます。



４週間を超える処方・調剤を行う場合は、妊娠リスクを回避するため、処方・調剤時に限らず診察の機会をとらえ、間隔が４週間を超えないように妊娠検査を実施していただきます。

◆ 妊娠検査結果が陰性以外の場合には、体外診断用医薬品の添付文書に従い、直ちに再検査を実施してください。陰性以外の場合には服用を中止し※2、48 時間後及び 1 週間後に妊娠検査を実施し、検査結果が陰性に変化した時点で陰性と同様の対応とします。

※2 残薬がある場合は、薬剤部(科)にて速やかに患者に薬剤の持参を依頼し、回収及び保管していただきます。

◆ サリドマイド製剤等の服用期間中に妊娠検査が陰性以外の場合には、サリドマイド製剤等の服用を一時中止し、直ちに TERMS 管理センターへ連絡をお願いします。